

[illegible]

※医療機関と国とは、適切な事業上の措置や対応に対する配慮を行い、治療と仕事が立てるようにするための支援です。例えば、医療での最終意思決定者である事業者が配慮の検討を行いやすいように、主治医が事業者や産業医等に対し情報提供を行うことなどを限ります。詳細は、国のホームページに掲載されている「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」別冊「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」別冊「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」を御参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/0000121431_00402.html

○本リストに掲載されている医療機関以外においても、コロナ罹患後症状（いわゆる後遺症）に悩む方の診療に対応している医療機関がありますのでご留意ください。